

令和5年度第1回自殺総合対策東京会議 計画評価部会

令和6年1月15日

【小澤課長】 お待たせしております。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回自殺総合対策東京会議計画評価部会を開会させていただきます。

本日は御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます、東京都保健医療局保健政策部健康推進事業調整担当課長の小澤と申します。どうぞよろしく申し上げます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はウェブ会議のため、いくつかお願いがございます。御発言時以外、マイクはミュートにさせていただきます。御発言の際のみマイクをオンをお願いいたします。

御発言の際は、画面上で分かるように挙手をしていただきまして、座長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。

また、名札がございませんので、御発言の際には、御所属とお名前をおっしゃってください。

音声が聞こえないなどのトラブルがございましたら、緊急連絡先にメールをいただくか、チャット機能などでお知らせをお願いいたします。

事前に資料はメールでお送りさせていただきましたが、本日の資料は、委員名簿、次第、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5とございます。適宜、画面でも共有させていただきますが、御確認をお願いいたします。

なお本部会は「自殺総合対策東京会議設置要綱」第9条の準用により公開としておりますため、議事内容は議事録として後日公開いたします。

また、本日は傍聴の方も1名おいでになります。

では初めに、令和5年度自殺総合対策東京会議計画評価部会委員名簿の画面投影をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当部会の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。今期は令和7年3月31日までの任期となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本来ですと、委員皆様の御紹介をさせていただくところですが、多くの方に前期から続いて御就任いただいておりますこともございますので、今期から新たに委員に御就任いた

だいた方のみ、御紹介させていただきます。

人事異動に伴いまして、委員名簿の下から5番目、福生市福祉保健部社会福祉課長、石野拓司委員、名簿の下から3番目、警視庁生活安全部生活安全総務課行方不明相談係長、森田道夫委員、下から2番目、保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長、早田紀子委員、そして名簿の一番下の教育庁指導部主任指導主事生徒指導担当、福田忠春委員に、本年度から御着任いただいております。

なお本日は、警視庁生活安全部生活安全総務課行方不明相談係長、森田道夫委員は、代理で警視庁生活安全部管理官、竹内真之様に御出席いただいております。

次に部会長の選任についてでございますが、自殺総合対策東京会議設置要綱の第8条の3に、「部会に部会長を置き、部会長は保健医療局長が指名する者をもって充てるものとする。」とございます。前期に引き続きまして、自殺総合対策東京会議の委員でもいらっしゃいます、鈴木委員にお願いすることといたしましたので、よろしくお願いたします。

鈴木先生、一言、お願いできればと思います。

**【鈴木部会長】** 改めまして、皆様、おはようございます。引き続きまして、何とぞよろしくお願申し上げます。

**【小澤課長】** 鈴木先生、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからは、鈴木部会長に進行をお願いしたいと思いますので、鈴木部会長、どうぞよろしくお願いたします。

**【鈴木部会長】** 改めまして、何とぞよろしくお願いたします。

それではただいまより、議事に入りたいと思います。本日の会議が実りあるものとなりますように、皆様から忌憚のない御意見、御提案を頂戴したいと思います。

また、多くの皆様から、できる限り御発言いただきたいと思いますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議事1、報告事項、東京都の自殺の現状等について御説明をお願いいたします。

**【小澤課長】** では、資料1に基づきまして、東京都における自殺の現状について御説明いたします。本日の資料は、令和4年までの数値を基にしたものになっております。

まず、1ページ目、東京都自殺者数の推移でございますが、令和4年につきましては、前年に引き続き増加をいたしております。下の段に全国の自殺者数の推移も掲載しておりますが、こちらも増加しております。令和5年の人口動態統計は、今年の秋になりません

と出てまいりませんが、警視庁統計の暫定値は、令和5年の11月分まで出ておりまして、それを見る限りでは、ほぼ令和4年度と同程度、全国的にも2万人は超える見込みとなっております。

では、2ページ目を御覧ください。こちらは、自殺死亡率の推移でございますが、やはり令和4年は上昇いたしました。下段、自殺者の年齢構成でございますが、こちらはこれまでとあまり大きく変わらず、全国と東京都を比較いたしますと、都のほうが、30代以下の方が少し多い構成となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。こちらは、自殺者の年齢構成を5年分比較したのになっております。コロナに入りましてから、若年層が徐々に増えてまいりましたが、令和4年は、若干元に戻った形になっており、50代、60代が増加をしております。

その下、年齢階級別自殺死亡率の推移でございます。こちらは、緑の太い線が令和4年の数値になっており、青くてバツがついた線が令和3年のものになっておりますが、令和3年と比較しますと、20代前半の死亡率が減少したのに比べて、50代から60代が上昇しております。

次に、男性と女性とを掲示しておりますが、男性のほうは、やはり50代、60代が大きく増加しており、女性のほうは、20代前半は減少し、40代、50代が増加をした結果となっております。

続いて5ページ目、自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合の推移でございますが、こちらは、5年間で大きな変化はありません。自殺未遂歴がありという方が、全体では2割弱という状況です。

次に6ページ目、児童・生徒・学生の自殺者数の推移を御覧ください。こちらは、大学生までを含むものになっておりますが、令和に入りましてから上昇の傾向が続いておりまして、昨年は合計で150名弱となっております。

7ページ目、上段は児童・生徒の自殺者数の推移でございますが、全国では、令和4年が最大値で514名だったということでございますが、東京都におきましては、令和4年度は、前年より若干減少しております。

下段、学生の自殺者数の推移は100名前後ということで、高止まりの状況でございます。

8ページ目、年代別の死因でございますが、10代から30代までは、引き続き自殺が1位となっており、40代で2位、それから50代では、令和3年は4位でしたが、令和

4年は3位と1つ上がってしまっておりまして、60代は令和4年は5位以下になりました。

令和4年から、警察庁の統計の基になります統計原票が変更され、国の自殺対策白書では、令和4年については、改定後の統計原票から得られたデータの分析が行われております。今年度は、自治体に提供されるデータが、若干限られておりまして、得られたデータ分析は、現在行っているところでございます。

9ページ目は、ここまで表示しましたグラフの基データとなっておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。

御説明は以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。東京都の自殺の現状等について説明をしていただきました。

それでは、自殺の現状等につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。昨年は今もございましたように、中高年の男性の死亡率が上がっておりますけれども、必要な取組についての御意見なども含めて、何かございましたらお願いいたします。

追って、お気づきになった時点でお知らせいただいても構いませんので、ひとまず、統計に関しましては、以上です。

続きまして、議事2です。東京都自殺総合対策計画における各種取組の評価について御説明をお願いいたします。

**【小澤課長】** では、事務局から御説明いたします。資料2と資料3市町村における自殺対策計画の策定状況を併せて御覧ください。

まず、資料2ですが、こちらは例年、計画評価部会で御提示しております進捗確認シートを、今年度、令和5年3月に策定いたしました第2次計画に沿って項目を変更したのになっております。2次計画では、新たに計画に掲載した事業が多くございますが、令和4年時点で、東京都で実施していた事業につきましては、実施状況の掲載をしております。そのため、ぱっと見た感じは、新たに計画に盛り込んだ取組が、あまりないように御覧になれるかもしれませんが、そういうことではございません。

表の作りとしましては、一番左を見ていただきますと、計画における項目、実施内容とございますが、こちらに12分野と100施策を列挙しており、それから、計画書の該当ページ、担当部署での令和4年の実施状況、令和4年の実施状況に対する担当課の評価、令和4年までの達成度、右のほうに令和5年の実施状況ということで、昨年10月末時点の状況を記載しております。達成度につきましては、令和4年の達成度を記載してござい

まして、二重丸がついているものは、当初の予定よりも前進して実施できたというものになっております。

こちらの表を全て御説明しますと、非常に長い時間がかかってしまうこともございますので、本日の御議論と関係の深いところ、それから、動きの大きいところに絞って御説明を申し上げます。

まず、1ページ目、(2) 都民一人ひとりの気づきと見守りを促すというところを御覧ください。こちらは、自殺対策の重要性に係る理解促進や普及啓発の項目になります。上から2段目に挙げてございますが、私どもの部門で、デジタル技術を活用した効果的な普及啓発、こちらについては二重丸としておりまして、昨年度は補正予算も活用し、自殺対策に資する検索連動型広告の運用に関する調査研究も実施いたしました。また、本年度は、この結果も活用しまして、実際の広告の運用をしております。この後の資料でも、御説明いたします。

それから、(3) 人材養成や資質向上の部分でございますが、上からやはり2段目、私どもの部署で、令和4年、令和5年と、医療系専門職の方向けの対応力向上研修を実施しておりまして、こちらは、救急医療機関や精神科以外の医療関係機関の皆様にも、リスクのある患者さんへの具体的な声かけやフォロー方法などを研修する内容になっております。本年度は動画も作成して、いつでも医療機関の方に、知識をつけるために見ていただけるように、ホームページにも掲載したいと考えております。

続きまして(4)、こちらは、地域・職域などでの心の健康づくりの支援の項目になっておりまして、多くの部局で取組がございます。

2ページが一番下のところ、うつ病等による休職者の復職支援の取組の推進、こちらは、福祉局で主管している事業になりますけれども、今年度は、保健医療局、私どもの部門と合同開催ということで、うつ病休職者の職場復帰を考えるフォーラムを10月に実施し、非常に多くの方に御参加いただいております。

それから、3ページ目は飛ばさせていただきます、4ページ目は(6)として、様々な分野での生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組になっております。私どもの部署での事業は、こちらでは再掲になっております。

それから(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ、こちらにつきましては、後ほどの議論の中で、また御説明申し上げますのと、私どもの部署に関しては再掲が多くございますので、本日の説明は省略いたします。

それからめくっていただきまして、(8) 残された方への支援を充実する。こちらにつきましては、今年度、私どもの部門で新規事業としまして、自死遺族の方向けの支援窓口を始めております。こちらは、後ほど詳しく御説明いたす予定です。また、遺族の方向けに必要な情報の提供につきましても、これまでもリーフレットを作成して配布などを行ってきましたが、近年は情報が増えてまいりましたので、今年度はリーフレットを改訂予定でございます。

それから(9) 民間団体との連携を強化する。こちらは、私どもの部門で、民間団体の自殺対策に資する取組を支援してございますが、今年度は、新規に事業を開始いただいた団体など3団体が加わりまして、民間での取組が広がり、こちらからの支援規模も大きくなっております。

それから(10) 子供・若者自殺対策をさらに推進する。こちらは、最も掲載している施策の多い分野になりまして、相談窓口の運営や、チャイルド・デス・レビュー、それから子供食堂などによる居場所づくりなどが進められておりまして、6ページから8ページまで、そういった事業を掲載しております。

私どもの部門では、上から3つ目のところで、悩みを抱える身近な方を支える、若年層への支援の関連といたしまして、毎年、大学生向けの講演会などを行っておりますほか、今年度は、大学生向けの動画も現在作成中でございます。各大学での講義内や、オリエンテーションなどで活用してもらいたいと思っており、お友達などのゲートキーパーとしての役割、それからセルフケアなどについて、動画の中で取り扱う予定としております。

この分野につきましては、後ほど教育庁からも、少し御説明いただくことになっております。

めくって、9ページ目を御覧ください。(11)の勤務問題による自殺対策を更に推進する。につきましては、再掲が多いところになりますので、御説明は省略いたします。

最後(12)女性の自殺対策をさらに推進する。こちらでは、困難を抱える女性の支援、様々な相談窓口の運営などを行っております。私どもの部署で、こちらに掲載しているものは、一番上のリーフレットの作成だけでございますが、今年度は、3月の自殺対策のキャンペーン期間の講演会で、女性のメンタルヘルスをテーマに取り上げたいと考えておりまして、講演会の実施に向けて検討中でございます。

では、保健医療局の部分の御説明は以上になります。教育庁の福田課長のほうから、少し教育庁での取組の部分、補足で御説明いただければと思います。よろしく願いいた

します。

**【福田委員】** 教育庁の福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2の8ページを御覧ください。資料2の8ページの中頃のところから、SOSの出し方に関する教育、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こちらの事業が掲載されております。スクールカウンセラーにつきましては、都内全ての公立小学校、中学校、高等学校に、スクールカウンセラーが配置されている状況でございます。日常的な子供たちの心の悩み、ケア等を進めているといった取組でございます。

その1つ上のSOSの出し方に関する教育についてでございますけれども、こちらは以前、平成30年にDVDで動画の教材、SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を作成し、全校に配付しております。また併せて、東京都教育委員会のホームページにも掲載しておりますので、都内の学校だけではなくて、全国の学校や教育委員会からも活用していただいているといったお声も聞いております。

各学校をお願いしていることですが、このDVD教材を使った、もしくは参考にした授業を、いずれかの学年で年に1回は、必ず実施してくださいということで、今は都内の全学校において進めているところです。

あとは、こうしたSOSを出すこと、それから、教員がSOSを受け止めること、そういったことがしっかり進められるように、研修のプログラムのほうを作成しております、それにつきましても周知を図っているところです。

このSOSの出し方に関する教育の推進をさらに図るために、今年度は、推進委員会というものを新たに立ち上げまして、今はちょうど検討を進めているところです。以前作りました動画の教材に加えて、この後、それを補完するような教材を作りまして、さらに都内の子供たちのSOSを出す力、そしてそれを教員が受け止める力を高めていくといったことを、東京都内で進めていきたいと考えているところです。

教育庁に関する部分につきましては、以上でございます。

**【小澤課長】** 福田課長、ありがとうございました。

鈴木部会長、続いて資料3を御説明してよろしいでしょうか。

**【鈴木部会長】** お願いいたします。

**【小澤課長】** 資料3は、先ほどのシートの一番最初の項目との関連でございますが、都内の区市町村における自殺対策計画の策定状況、これを毎年、お示ししているものになります。令和5年3月末までに策定済みの区市町村が58になりまして、令和2年度は5

1、令和3年度は55でございましたので、かなり未策定のところは少なくなってきているという状況です。あとは4自治体が作成中、あるいは、今後策定予定となっておりますので、都としても、引き続き支援をしていきたいと考えております。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。資料2、東京都自殺総合対策計画における各種取組の実施状況、及び、資料3、区市町村における自殺対策計画の策定状況について説明をいただきました。

それではただいまより、今の御説明に関しまして、御意見、御質問等をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【藤澤委員】 よろしいでしょうか。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【藤澤委員】 慶應大学の藤澤です。資料の御説明ありがとうございます。こういった様々な領域で取組が進んでいることが確認できました。関係者の皆様に感謝申し上げます。

資料2で、2か所ほど三角印の箇所があり、いずれも経済状況や産業領域の対応に関連していると拝察しましたが、これらはどのような御事情があり、今後の予定はどうお考えか、教えていただきたく思いました。

【鈴木部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【小澤課長】 藤澤先生、ありがとうございます。三角にしておりますのは、1点目は2ページ目にあります職域における健康づくり推進のための支援になりますが、こちらは、私どもの部署で実施している事業の1つになりますが、こちらを三角にしておりますのは、着実に事業は実施しておるんですが、事業の性質としまして、普及啓発の目標を、令和5年の実施状況を見ていただきますと、1万社というふうに掲示をしております。けれども、令和4年度を見ていただきますと、目標1万社に対しまして、実施できたのが6,800社、それから取組支援についても180を目標にしているところ70ということで、明確な目標があったけれども、その目標どおりに行かなかったということで、この事業自体を実施しているのが、別の計画に基づくものにはなるんですけども、その計画の評価指標で三角に該当するもので、こちらを合わせております。例年実施しております事業で、引き続き目標に近い数値で実施できるように努力してまいります。

もう一つのほうも同じ事業を再掲している、9ページの1番上の事業に該当いたしまして、三角にしている理由は同じでございます。

以上です。

【藤澤委員】 よく分かりました。ありがとうございます。取組をなさっていることもよく分かりました。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

資料3のところで、事務局から区市町村における自殺対策計画の策定状況について説明がありましたけれども、具体的に取組等を御紹介いただければと思うのですが、港区の二宮委員、いかがでしょうか。

【二宮委員】 みなと保健所健康推進課長の二宮です。港区は、特別区の中でも、多分一番早くだったと思うのですが、港区自殺対策推進計画を平成26年に策定し、この計画に基づいて自殺対策を進めてきました。今年はちょうど2回目の改定年ということで、港区の地域保健福祉計画の中に包含する形で、策定作業を進めているところです。

国の大綱や先ほど御説明いただいた東京都の計画を踏まえながら、地域特性に応じた港区ならではの計画をとということで、本日の会議にも御出席されている、清水委員や杉本委員にも御助言をいただきながら進めております。

計画の体系は、東京都と大きくは変わりませんが、港区は以前から、自死遺族支援として、「わかちあいの会みなど」、これは杉本委員とも協力しながらやらせていただいておりますが、まだ、存在を知らない方も、少なからずいらっしゃいます。区は、東京都と比べると、非常に地域に根づいた、きめ細かな取組ができる場所ですので、周知をしっかりとしていきたいと考えております。

また、港区は医療機関が非常に多い土地柄ですので、東京都でもすでに取り組んでいらっしゃいますが、救急医療機関との連携を、今後より強化していきたいと考えております。

説明は以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。それでは、もう一つお願いいたします。瑞穂町の工藤委員、よろしくお願いいたします。

【工藤委員】 瑞穂町の工藤です。よろしくお願いいたします。

瑞穂町におきましては、令和元年度に最初の「いのち支える自殺予防行動計画」を策定いたしました。今後の国の大綱と都の計画に対応する改定は、令和7年度に地域保健福祉計画という、町の保健福祉の最上位の計画の改定を予定しておりますので、この改定期期になるべく近い時期に改定をしたいと思っており、令和6年度以降に改定作業をしていきたいと思っております。

国の大綱と、都の計画の改定がもうなされておりますので、これについては、庁内の連携会議で共有いたしまして、合わないところ、また追加するべきところについては、共有を図っているところです。

また、計画の進捗状況は、地域保健福祉審議会という、地域保健・福祉の方、医師会の先生方が入っている会議でも報告をさせていただいて、進捗管理をしています。

簡単ですが、以上です。

【鈴木部会長】      ありがとうございます。東京都、港区、瑞穂町、3つ、お話をさせていただきました。何か御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。清水委員、どうぞ。

【清水委員】      NPO法人ライフリンク代表の清水です。1点コメントと、1点質問をさせていただければと思います。まず、コメントなんですけれども、資料2の達成度のところ、かなり丸が多くついていて、二重丸もあったり、一部は三角がというところで、全体的にしっかりと計画に基づいて進めていただいているんだなという印象を受けました。

自殺対策って、これをやれば自殺が減るといような、そういう単純な即効性のある対策があるわけではないので、速やかにこの取組の結果が出ていくということを、必ずしも期待できるものではないというふうに思っているんですけども、ただ、これだけ進めているにもかかわらず、自殺者数が高止まりを続けている、大きな減少は見られていないというような現状の中、何がじゃあ足りないのか、何をやっていけば、年間の自殺者数を減らすことができるのか。少なくとも、これだけのことをやっても減少していかないという現実があるわけなので、それが何でなのか、どういう取組をさらに進める必要があるのかという、そういう視点も持って、検証は今後していく必要があるのではないかなと感じました。これは今、今日ここでどうこうということじゃないんですけども、今後の視点として、そういう視点も持つ必要があるのではないかなと感じたということが、1つです。

もう一つは質問なんですけれども、これも資料2の子供・若者の自殺対策をさらに推進するという項目について、先ほど、御説明もいただきましたけれども、この子供の自殺対策に関して言うと、皆様も御存じのとおりと思いますが、令和5年、昨年6月2日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」というものが、関係省庁連絡会議でまとめられています。この、こどもの自殺対策緊急強化プランの中には、リスクの早期発見として、1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握、あるいは把握した後の適切な支援につなげる取組

を進めるというようなことであったり、多職種 of 専門家で構成させる「こども・若者の自殺危機対応チーム」の全国設置を目指すというようなことが、ポイントとして掲げられています。

また、SOSの出し方に関する教育、先ほど、それぞれの学校で年に1回、いずれかの学年において授業が実施されるようにというようなお話があったかと思いますが、この6月2日に出された、こどもの自殺対策緊急強化プランにおいては、全ての児童・生徒がSOSの出し方に関する教育を、年1回受けられるように周知するということが書かれていて、つまり、学校で年に1回やればよいということではなくて、全ての児童・生徒が、年に1回受けられるようにすべきだというような書きぶりになっているんですけれども、都において、このSOSの出し方に関する教育を、そのような頻度で実施するということの検討がなされているのかということと、あとは先ほど触れました、1人1台端末の活用による自殺リスクの把握であったり、こども・若者の自殺危機対応チームの設置といったものであったり、こうした政府が取りまとめた、こどもの自殺対策緊急強化プランを踏まえた、何か検討がされているのかどうかということ、教えていただければと思います。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。コメントと質問ということですが、御質問は、子供・若者の対策についての都の見解を、もう少し具体的にお話してくださいということだったと思います。この辺は、事務局いかがでしょうか。

**【小澤課長】** 清水委員、ありがとうございます。前段にコメントとしていただきましたことも、では何をすべきか、何が足りないのかという検証は、本当に私どもも頭を悩ませているところで、ぜひ、先生方からの御意見などもいただきながら、今後検討していきたいと思っております。

後段の子供の自殺対策につきまして、3点いただいておりますが、私のほうから、子供の自殺対策のチームの設置について回答いたします。

こちらは、実は本日のこの後の資料5でも、少し御説明したいと考えておりましたので、詳しくは、またそのときにさせていただければと思っておりますが、都におきましても、若者の自殺危機に対して支援を行う体制というのは、現状でも取っているところではございまして、今後その活用ですとか、対応力強化を図っていきたくて考えておりますので、また後ほど、御意見を頂戴できればと思います。

また、1台端末のことで、SOSの出し方教育については、大変恐れ入りますが、福田課長のほうから、現状を少し御説明いただくと、ありがたく存じます。

【鈴木部会長】 福田委員、よろしくお願いたします。

【福田委員】 教育庁の福田でございます。1人1台端末の状況についてですけれども、都立学校と区市町村立学校で扱いがそれぞれのところがございまして、都立学校につきましては、コンディションレポートという形で、取組をスタートしているというところがございます。それから、区市町村立学校ですけれども、それぞれ端末やシステムが異なりますので、以前、文部科学省のほうから、有償のものも無償のものも含めて、1人1台端末を使って、状況を確認できるのかといった情報提供もありましたので、それぞれの地区ごとで、自地区のシステムなどを勘案しながら進めていることと思います。

それから、SOSの出し方に関する教育ですけれども、DVD教材の映像を使った授業と合わせまして、各学校に、例えば、校長先生の講話の中でだとか、それぞれの学校の実態に応じて、SOSの出し方について、子供たちに働きかけをしてくださいとお話をしています。

それから、先ほど、推進委員会を立ち上げたという話をさせていただきましたけれども、今後は、さらに学校の中で展開できるように、教材や、その活用方法を含めてどういったことができるのかを検討している最中でございます。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。事務局としては、補足はございますでしょうか。

【小澤課長】 ありがとうございます。SOSの出し方教育につきましては、教育庁のほうで、今年度は動画の作成を、また進めていただいております、私どものほうからも御協力をさせていただいておりますので、連携して実施している認識です。ありがとうございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。清水委員、よろしいでしょうか。

【清水委員】 状況は分かりました。それで、1人1台端末を活用した自殺リスクの把握については、御承知のとおり、令和5年度の補正予算で、文部科学省は10億円を積んでいて、これを使わない手はないと思いますので、広く都内の子供たちが、1人1台端末を使って自殺リスクを把握してもらえるような、そういう状況を、ぜひ教育庁を中心につくっていただけたらと思います。

あとは、SOSの出し方に関する教育も、少なくとも年に1回、全ての子供が受けられるようにしようという、この国のこどもの自殺対策緊急強化プランの方針に沿って、あるいは、これに類する形で都でもやるということであれば、ぜひ、何かそうした通知なんかを各教育委員会宛に出していただくとか、学校宛に出していただくとか、恐らくそういうふうなことでやっていかないと、なかなか広がらないんじゃないかなとも思うので、ぜひ具体的な、そうしたアクションも御検討いただけたらと思います。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

徳丸委員、お願いいたします。

【徳丸委員】 日本公認心理師協会の徳丸です。今の話題に関連するところですが、児童・生徒の自殺者数の推移を、もう少し細かく、高校生、中学生、小学生も少しいると思いますけれども、そういったデータはありますか。それが知りたい理由は、コロナ禍で増えた児童・生徒の自殺者の特徴で、高校生女子が急増したということがあったかと思います。その高校生女子の状況がどうなっているか。そして、高校生は、なかなかアプローチがされづらい年代かと思いますので、その辺りをお伺いしたいと思います。

【小澤課長】 事務局からよろしいですか。

【鈴木部会長】 お願いいたします。

【小澤課長】 小中の別につきましては、今、共有させていただく資料で、2022年までの、小中高、大学生という別は出ております。高校生女子の人数については、規模といたしましては、令和4年を見ますと、高校生が33名だったところ、男子が18名、女子が15名ということで、半数弱が女子という結果になっておりまして、令和3年は42名中男子21、女子21。令和2年は33名中、男子12、女子21というデータになっております。(参考資料1)

【鈴木部会長】 徳丸委員、よろしいでしょうか。

【徳丸委員】 はい。ありがとうございます。

【鈴木部会長】 それでは、議事3であります。自殺総合対策の重点施策について、事務局より説明をお願いいたします。

【小澤課長】 では続きまして、資料4と5で御説明いたします。

資料4のほうは、去年の10月に開催いたしました重点施策部会での議論の主な内容をピックアップしたのになっております。簡単に御説明いたしますと、重点施策部会での

討議は、まず報告事項といたしまして、本日もお話した、東京都の自殺の現状について御説明申し上げた後に、討議事項といたしまして、現計画では6つの項目を設けている重点施策につきまして、今年度の取組を御報告いたしまして、御意見をいただいております。

主な意見の欄には、重点施策ごとにいただいた主なものを表示しておりますが、本日の議題と関わりが深いところだけ、簡単に御説明します。

まず、(2)の自殺未遂者への継続的な支援につきましては、誰が継続的な支援の連携のキーコーディネーター役を果たしていくのか、整理が必要じゃないかというような御意見がありました。

また、(5)で、若年層の自殺防止に関しましては、SOSの出し方教育で、自殺という言葉避けなくて向き合っていくことが必要という御意見ですとか、お子さんの自殺の場合に、お子さんの原因というところに焦点が絞られているように感じられるということで、子供を取り巻く環境や養育者の余裕のなさなどが影響していることもあるので、両輪で見えていく必要がある、それから、関わる方たちの視野やスキルを、どう上げていくかということの検討が必要といった御意見がございました。

続いて、資料5によりまして、本日、主に御意見をいただきたい事業について、重点施策の中からピックアップして御説明いたします。

御存じのとおり、東京都の自殺総合対策施策の重点施策は、赤く囲んでおります6項目がございまして、本日は①、それから②と⑤が関連する内容、それから⑥、主にこの3点を御説明したいと考えております。

では、2ページ目、まず、①の早期に適切な支援窓口につなげる取組ですが、こちらは御存じのとおり、私どもでは、自殺相談ダイヤル、電話相談とSNSの自殺相談を実施しております。自殺相談ダイヤルもSNS相談も、近年は御相談も多くございまして、対応率がなかなか高くなっていないというところが、悩みどころでございます。自殺相談ダイヤルにつきましては、昨年は、ずっと20%台の対応率でございました。今年度は、令和5年10月から、19時から22時台の回線数を3回線に増加しておりまして、その結果、10月、11月、12月などは、少し対応率は改善して、30%前後ぐらいになっております。

自殺相談ダイヤルにつきましては、3ページ目、今年度、コールセンターのシステム導入を図っておりまして、①にありますが、音声データをリアルタイムでテキスト化していく機能をつけまして、後方でアドバイスをする役割を持つ支援員なども、話の内容を、リ

アルタイムで2本、3本の電話を同時並行で確認することができるようになりますのと、これまで紙中心の記録管理だったところ、③のように電子データを中心になりますのと、④にあります。入ってきた電話番号で記録を残しますので、次に着信があったときに、前の相談内容が即座に記録の中から呼び出せる、こういった機能を、付加する形でシステム導入中です。この取組によりまして、バックヤードの効率化と、対応の質の向上を図ることを目的としておりまして、応答率にもよい影響を期待しているところです。

続いて4ページ目、やはり相談に来られる方、相談をされてくる方のほとんどが、インターネットで窓口を知っていらっしゃるということがございまして、「ここナビ」というホームページの使いやすさについても、改良を図っております。

本年度は、心の健康チェックというのをトップページに掲載して、御自身が今どんな状態なのかというのを簡単に見ていただいた後に、相談をしたいか、それとも、こころコンディショナーというAIチャットボット、こちらで対人相談ではございませんけれども、少しお気持ちを整理いただくようなツールも御案内して、活用を促しております。

5ページ目、こちらでは、悩みに応じた相談窓口の案内ということで、相談窓口の種類を左上、いくつか掲載しておりますが、本年度は、こども分かりやすいよう細分化をいたしまして対応しております。

6ページ目、こちらは先ほど、資料2でも少しお話ししました検索連動型広告の運用改善です。令和4年に検索連動型広告の効果的な運用に関する調査・研究を実施しております。この調査・研究では、6つの領域、妊産婦、DV、依存症、鬱、性的マイノリティ、虐待、これらに関わる検索運用キーワードを設定いたしまして、広告を表示し、ホームページのほうに誘導するというを実施しております。

その結果、6つの領域のうち依存症以外の5つの領域では、広告のクリック率も一定数ございましたのと、その後、広告を見てホームページに入った方のメンタルヘルスの状態を、御自身のチェックによって測りますと、非常に状態の悪い方が入ってこられているということで、支援情報をお伝えするのに、こういった検索連動型広告は有用だという結果が得られております。

また、クリック率を高めるためには、サイトの目的の説明よりも共感的な言葉がけ「つらかったですね」などを含む広告文が有効という結果も得られまして、今年度はこういった結果を取り入れて、広告を運用しております。

6ページの下にあるように「親からの暴力が辛いあなたへ、相談してみませんか」と

いった広告を、以前は表示していたんですけども、それを「相談してみませんか」ではなくて、「苦しかったですね」「つらかったですね」という言葉がけに変更したりですとか、親からの暴力といいますと、ある程度の小さなお子さんも想定されるので、平仮名を多く使うような広告に変更するなど、工夫をいたしております。

7 ページ目に、現在表示しております広告の例を掲載しております。

続いて8 ページ目は、2 番目の自殺未遂者への継続的な支援、それから、5 番目の児童・生徒・学生をはじめとする若年層の自殺防止の関係で、御説明いたします。

東京都では、以前から、「こころといのちのサポートネット」という名称で、救急医療機関に搬送された自殺未遂者などの自殺リスクの高い方を、その後の精神科医療ですとか、支援窓口につなぐ、相談調整窓口を運営しております。この事業では、ハイリスク者の相談を受ける機能を持たれている医療機関、保健所、警察などで、支援が難しい事例があった場合に、こころといのちのサポートネットに相談いただきますと、例えば、こういうことも、もう少し対象者に聞いてみたほうがいいんじゃないかというようなアドバイスですとか、あるいは、医療機関、精神科の医療につなぐような調整をしたりですとか、対象者の方との面談を行うなどの直接支援も実施する、こういった事業になっております。

次に9 ページ目で、サポートネットの支援実績を掲載しております。こちらは、開始から約10年ぐらいの事業になりますが、徐々に新規の対応件数ですとか、継続的な支援の件数などが増えておりまして、こちらの事業では、10代以下の若者への支援も近年は増加傾向にございまして、令和4年度は35件、新規の支援がございました。こちらの事業については、令和3年度から、右下にありますような危機対応時の基本的な流れといったものを、学校にもお配りして、子供の自殺リスクを察知した場合に、どのような対応の流れがよいか、それから、支援の判断に困るような場合に、このサポートネットを活用いただきたいといったことの周知を図っております。

先ほど、清水委員からもございました、今年度6月に出ております、こどもの自殺対策緊急強化プランの中にも、赤枠で示しておりますように、多職種の専門家で構成される若者の自殺危機対応チームの全国展開を目指すとなっております。

続いて、次の11 ページ目、こちらで国のモデル事業で示しております事業内容と、現在、こころといのちのサポートネットで実施しております事業の内容を並べて掲載しております。例えば、専門家のチームの編成ですとか支援の対象については、そんなに違うところはなく、赤字のところは、国のモデル事業とこころといのちのサポートネットとで異

なるところですけれども、これも特に国のおっしゃっている対象よりも狭いということはないということもございますのと、これまでに子供の支援も実績を積んでおりますので、国のモデル事業と同等の支援ができるのではないかと考えております。今後この事業で、子供への支援力強化も図っていきたいと考えておまして、こころといのちのサポートネットを、子供の支援にも、より活用していきたいと思っております。

続いて12ページ目、遺された方への支援についてですが、こちらは、今年度からの新規事業ということで、10月に「とうきょう自死遺族総合支援窓口」を開設いたしました。本会議の委員にもなられております、杉本委員が代表を務められている団体に委託をしておりますが、清水委員、それから、鈴木部会長にも、多大なる御協力をいただいております。今年は、火、水、金、それから日曜日に4時間ということで相談を開始しております。右下にチラシを掲載しておりますが、どういう相談だったとしてもいいのかというのが、少しでも対象の方に伝わるようにと思ひまして、「こんなときに1人で悩まず、お電話ください」ということで、いくつか、こういった相談をお受けできますよということの表示をしております。

開設からちょうど3か月ほど経過いたしましたので、本日は、運用状況も御報告いたします。

13ページを御覧ください。こちらの事業につきましては、9月中旬に東京都で実施を発表いたしまして、9月中にはいくつかの新聞に記事を掲載いただきました。また、10月には、NHKの朝のニュースで、この事業について放映をされております。その後、12月の中旬から、東京都の監察医務院が検死に関わった場合で、自殺であろうという方に関しては、御遺族に先ほどのチラシをお渡しするという取組を始めております。また、医師会を通じて、地域の先生方への周知依頼、救急医療機関での御遺族の方への周知依頼などを行っておりますほか、区市町村のホームページや啓発物にも現在、徐々に掲載が進んでおります。

そういった状況の中ですが、10月から12月まで、御相談の件数としては毎月、今のところは50件台ということで、1日4時間の中ですけれども、平均して3件ちょっとぐらいの御相談が入っております。死別からの期間ですが、死別からの期間が長い方からの御相談も多くいただいております、それだけ、なかなか和らぐことがないつらさがあるのだらうと思っております。

また、窓口を知った経緯は、当初は新聞ですとかテレビニュースのほうが多かったので

すが、徐々にインターネットから知ったという方が増えております。また、他機関という中には、監察医務院での取組で知っていただいた方も含まれております。

また、窓口の対応内容は、やはりお気持ちをお聞きする傾聴が、最も多いということはありませんが、情報提供として、市町村の窓口や他の機関の窓口、それから、遺族の集いなどを御紹介いただく事例も多くございました。

また、一番下に法律的問題として弁護士につなげたケースについて、いくつか例示をしておりますが、事業開設当初から、こういった御相談もあるだろうと思っはいたところですが、やはりニーズとして一定程度あるということを、改めて確認しているところで、10月は2件、11月は3件、12月は4件ということで、例に示しておりますように、賃貸住宅の賃貸人から退去を促されていることへの対応ですとか、鉄道会社からの損害賠償を求められた場合にどうしたらいいか、こういった御相談も入っております。

杉本委員からも、後で少し補足いただければと思いますが、非常に重たい内容の御相談も入っておりまして、相談員の皆様にも、御苦勞をおかけしているところと思っておりますが、この事業が、少しでも遺された方の助けになっているとありがたいと、私どもとしては思っております。

これからも、対象者に届くような広報を続けていきたいと思っておりますのと、できたばかりの事業ですので、よりよい支援ができるように、今後も育てていきたいと考えております。

資料4、5の御説明は以上になります。ありがとうございました。

**【鈴木部会長】** 事務局、ありがとうございました。それではただいまより、意見交換及び質疑応答の時間とさせていただきます。各重点施策の取組について、議論を行いたいと思ひます。御質問のほか、都の自殺の現状を踏まえた各施策分野の現状の取組の向上、今後の取組に関する御意見などもお願いいたします。

それでは、ちょっと内容が豊富ですので、整理させていただきます。まず、早期に適切な支援窓口につなげる取組について。電話相談事業へのシステム導入や、ここのナビの改良について御説明がありました。まずこの点に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、いただきたいと思ひます。

**【鈴木部会長】** 清水委員、お願いいたします。

**【清水委員】** ライフリンクの清水です。ちょっと時間がもったいないので、いろいろと意見を出させていただければと思ひますけれども、このシステムの導入、「音声をリアル

タイムでテキスト化し」というのは、これはもう必須というか、これはもう間違いなくやったほうがいいと思います。

まさにここで書いていただいているとおり、後方支援の職員が、複数の相談員の状況を並行して見られるようになっていくという、このメリットは非常に大きいと思いますし、また、いずれ相談の履歴が、テキストでずっと残っていくことになるわけなので、その履歴の中から対策のヒントを探るといったようなこともできるようになっていくと思いますので、これは時代の流れというか、もう今のICTの技術を使わない手はない、自殺対策において、これを最大限に活用するという意味でも、これは、ぜひ前のめりに、積極的にやっていただくべきではないかなと思いました。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。必須事項であるということで、承りました。いかがでしょうか。

佐合委員が、いのちの電話ですけれども、いのちの電話のシステム活用とか、窓口周知等に関しまして、御意見をいただけますか。

【佐合委員】 佐合です。今このような音声データのテキスト化というのに取り組まれているということを拝見しましたけれども、清水委員のほうから、これは必須だというような御意見がありますけれども、いのちの電話の個人情報、守秘義務という観点からすると、なかなか私どもの活動の中では、議論が必要になってくるのかなと感じました。

こういうことができたら、本当はいいのかなと思いますけれども、それを私どもが導入するというのには、もう少し時間がかかるかもしれません、という感想を持ちました。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。自殺対策への、今申し上げておるICT活用に関しまして、高橋委員、御意見をいただけますか。

【高橋委員】 北星学園大学の高橋です。ありがとうございます。検索連動型広告の研究結果を早速生かしていただいて、ありがとうございます。

実際にこれを経て、どれくらいの方が相談につながるのかというところの効果検証を、併せて引き続きOVAのほうでやっていくんだと思うのですが、そこを注視したいと思ったのと、そういう観点から言いますと、やはり相談ダイヤルやほっとLINEにつながった後はどうなっているのかということや、相談ダイヤルやほっとLINEの案内の仕方が、どういうふうに登録者数、あるいは架電の数につながっているのかということも、ICTの研究を生かして、同じように効果検証をしていけるといいのかなと感じました。

あと、ダイヤルのセンターシステムの導入に関しては、先ほど、清水委員がおっしゃったように、私もすばらしい取組だと思いました。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。効果検証等を含めて、今後の期待の星の部分かなと思っております。いかがでしょうか。早期の支援窓口につなげる取組であります。進めてよろしいでしょうか。

それでは、次の課題としては、自殺未遂者への継続的な支援に関しまして。自殺リスクの高い子供への対応について、御説明等がありました。この点に関しまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

清水委員、よろしくお祈りします。

**【清水委員】** こども・若者自殺危機対応チームのことについて、先ほど、こどもの自殺対策緊急強化プランで、全国設置を目指すという国の方針になっているとは、どういう状況かということの質問をさせていただきましたけれども、そうした中で、都としては、こころといのちのサポートネットで、対応をできる状況にあるのではないかという御説明だったかと思っております。確かに、こういう取組を既にされているわけなので、また別の同じようなものをつくるよりは、既存の事業を生かす形で対応されたほうが、いいのだらうと思っております。

ただ、教職員の皆さんは、恐らくこのチラシを見ただけでは、相談しようというふうには、なかなか思わない、思えないと思うので、各学校の養護の先生だったり、スクールソーシャルワーカーの方たちであったり、あるいは、校長会とかがありますよね。そういう場で、都として今後、児童・生徒の自殺の危機に対しては、こういう枠組みを使って、しっかりと学校の教職員の皆さんをサポートしていきますと。場合によっては、地域と学校とのつなぎ役も、担ってやっていきますということの説明会を、これは何回も継続的にやったほうがいいんじゃないかと思っております。

相談したらこういうふうな対応をしてもらって、場合によっては、こういうふうな問題が解決方向に向かっていく可能性があるよという、そういう事例というか、具体的に相談した後、どういう対応をしてもらえるのかということまで含めて、おそらく伝えていかないと、なかなかじゃあ、うちの生徒の自殺リスクが高まっているから、ここに相談しようという気持ちにはなりづらいんじゃないかと思っておりますので、この取組を学校に根づかせていくという意味でも、学校の関係者の皆さんに対する周知・啓発を、ぜひ計画的に徹底し

てやっていたいただければと感じました。

以上です。

【鈴木部会長】 根づかせるための周知・啓発に関しましてご意見いただきました。

【小澤課長】 部会長、事務局から、少しだけよろしいでしょうか。

【鈴木部会長】 お願いいたします。

【小澤課長】 清水委員、ありがとうございます。実は事務局でも、この事業をやっていますというだけでは、やはり活用になかなか結びつきにくいと思ひまして、今年度は、もう既に校長会、それからスクールカウンセラーの方の集まりなどで、この事業の御紹介を始めています。このような資料（参考資料2）で、小学生、中学生、高校生などで、実際にこのような支援をした事例があつて、登校再開ですとか、通常の生活に戻ることができたという事例を御紹介しながら、事業の周知を進めております。

また今年度は、国が設置を推奨するチームをどうしていくか考えるに当たりまして、地域にいくつかヒアリングもしたんですけれども、都内では、スクールカウンセラーの方、スクールソーシャルワーカーの方、それから、子供家庭支援センターなどが、既に学校等と連携して、リスクの高いお子さんの支援をかなりやっていたいており、その中で、やはり支援方法に行き詰まったりですとか、卒業後の継続的な安全の確保に不安があつたりという事例があるというふうに聞きました。そういったところを、サポートネットで支援していけるといいのではないかと思ひております。

今後、説明会の実施も含めまして、まだ今後の宿題になりますけれども、検討していきたいと思ひております。ありがとうございました。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。少しずつ深めていけたらと思ひております。

【小高委員】 小高です。よろしいですか。

【鈴木部会長】 小高委員、お願いいたします。

【小高委員】 ありがとうございます。日本社会福祉士会の小高でございます。一昨年に改められた自殺総合対策大綱の中でも、スクールソーシャルワーカーの活用ということで、明記されたかと思ひます。

先ほど、資料4のほうの御意見でも、コーディネーター役を誰が担うのかというような御意見があつたかと存じます。やはり、ソーシャルワーカーという職種は、御本人さんの身体的、メンタルな面だけではなくて、やはり環境も含めて総合的にアセスメントをして、コーディネート機能の役割を担う重要な職種だと思ひますので、ぜひその辺りを、私ども

のほうでも、自殺対策の研修などを、社会福祉士会のほうでもやっておりますけれども、スクールソーシャルワーカーの方も、非常に感心を寄せているところではございます。ただ、非常に一部の、東京都内でも、一部のソーシャルワーカーさんが、非常に精力的に活動をされているところですけども、まだまだ御自身の役割として認識されているところまでは至っていない方たちも多くいらっしゃいますので、その辺り、専門職団体といたしましても、ぜひバックアップさせていただきたいとは存じておりますので、今後、連携のほうを進めさせていただきたいと、具体的にどのようなところかは、ぜひ個別にでも、御意見を交換させていただければなと思っております。

ちょっと話が長くなってしまって申し訳ないんですけども、このコーディネーター機能というところでは、やはり日本社会福祉士会といたしましても、ぜひ、ソーシャルワーカーを活用していただきたいということで、先ほどの自殺総合対策大綱の見直しの際も、パブリックコメントのほうで、ソーシャルワーカーの活用ということで意見させていただいたところではございますけれども、残念ながら、盛り込んでいただくことはできませんでしたが、その辺り、今回はスクールソーシャルワーカーとして、しっかりと大綱の中では明記いただいておりますので、ほかの分野でも、ぜひ連携させていただければというふうに、専門職団体として考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。ソーシャルワーカーの活用ということでございます。この点、事務局はよろしいでしょうか。御意見をいただけますか。

**【小澤課長】** 小高先生、ありがとうございます。また、先生にも教えていただきながら、検討していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

**【小高委員】** こちらこそ、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**【鈴木部会長】** よろしいでしょうか。

では、私のほうから。保健所の未遂者等、自殺ハイリスク者対応の状況などを教えていただけますか。早田委員、いかがでしょうか。

**【早田委員】** 早田でございます。いろいろ御説明等、どうもありがとうございます。

保健所では、自殺未遂をされた方ですとか、そういう方への対応を、以前からさせていただいているところではございますが、やはり保健所だけでは、なかなか支援が難しいところがございますので、関係機関の皆様と連携を取りながら、対応させていただいているところです。

また、急に保健所にお電話がございまして、緊急対応せざるを得ないという状況のとき

もありますけれども、そのようなときには、場合によっては訪問させていただいたりしながら、緊急対応等も含めて、自殺未遂者を支える、サポートするという形で、支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。もう一方、お願いいたします。警察の対応ということで、本日、御出席の竹内様、お願いできますか。

**【森田委員代理（竹内管理官）】** 警視庁の竹内と申します。警察では取組として、自殺企図者の方が、行方不明になったときの発見活動等を行っております。行方不明の方は、いろんなパターンがあるんですけども、御家族の方から、この方がいなくなったということで届出を受けて、いなくなったときの状況を確認するわけですが、そのときに、いわゆる遺書のようなものがあったり、あるいは最近、死にたいという言動があったというときには、自殺企図者として捜索活動を展開いたします。

各種照会ですとか、防犯カメラの確認等を行って、発見活動に努めて、無事発見される場合もあれば、中には、残念ながらお亡くなりになった方もいらっしゃるんですけども、そういった方を早期に発見できるように、活動しております。

また、インターネット上への、自殺企図の書き込みにつきましても、そういった通報を受けて各種照会活動を展開いたしまして、投稿者を割り出して、安否確認を行って、無事発見、保護したり、確認したりといった活動を行っております。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。ただいまのテーマは、自殺未遂者への継続的な支援ということで展開しております。ちょっと、子供に特化したような言い方をしてしまいましたが、その他いかがでしょうか。

引き続き「子供」関係になりますが、福田委員、教育庁におけるハイリスクの子供への支援体制等を教えていただけますでしょうか。

**【福田委員】** 教育庁の福田です。学校の中での、そういったハイリスクの子供の対応となると、日常的には、スクールカウンセラーの活用というところが大きいのかなと思います。

それぞれの学校では、通常の面接のほかにも、全員面接という機会がございまして、ふだん、カウンセラーさんと接していない子供たちに、知ってもらう機会の1つにもなっております。

あとそれから、先生たちの日常的な行動観察といったものを、学校の中で組織的にしっかりと共有して、どのような状況なのか、それからどのような対策が必要なのか、時には外部の専門家の方の協力を得ながら、それぞれの事案ごとに進めていくといった状況でございます。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。救急医療の視点から、藤澤委員、御意見をいただけますか。

【藤澤委員】 成年世代における救急医療への取組は、ここ数年にわたってずっと継続しており、経験も蓄積してきておりますので、現状の取組を粛々と続けることでよいと思いますが、先ほどから話題になっております若年層に関しましては、私ども病院でも対応に難渋するケースが増えてきております。特に、当院は新宿区にございますので、いわゆる「ト一横キッズ」と呼ばれるような、社会的な基盤が非常に脆弱な方々を、どのようにして支援につなぎ返せばいいかは、院内の多職種で話し合っても、地域との連携のあり方など、なかなか答えが見えません。私たちの規模の病院でも悩んでおりますので、より小規模の病院の救急外来などではさらにお困りではないかと思えます。先ほどご紹介いただいた、こころといのちのサポートネットなどに相談申し上げるのがよいのか、医療機関の困り事を吸い上げて、一緒に解決策を見つけていくような仕組みづくりも、御検討いただけるとありがたいです。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。この未遂者への継続支援に関しまして、御意見をいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

【小澤課長】 部会長、事務局からよろしいですか。

【鈴木部会長】 お願いします。

【小澤課長】 今、藤澤先生から御意見をいただきました、救急医療機関からの御相談なんですけれども、現状でもこのサポートネットでは、御相談をお受けしております。ただなかなか、先ほどの清水委員からの御発言にもございましたが、事業の活用について、思い至らない、思い当たらない場合が多いように思っております。今後、救急医療機関からも、より御相談をいただけるように周知を図っていければと思っております。

【藤澤委員】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 課題としては3つ目、最後になりましょうか。遺された方への支援につきまして。先ほど、事務局の説明にありましたように、10月から開設されました、自

死遺族総合支援窓口について説明がありました。この窓口を委託されている法人の理事長であります、杉本委員、都の説明に加えて、最近の状況等をお話しいただけますか。

【杉本委員】 杉本です。10月から始まりました、この相談支援窓口は、まだまだ試行錯誤というか、予想していたことと同じだなという面と、予想してきたこととは全く違うことが起きたり、まだまだこれから続けていく中で、課題をより明確にしていかなければいけないと思っていますところ。

前回の綱見直しの際に、直後からの支援が必要だということが盛り込まれたことがあって、直後からというところに大きな必要性を感じて始めたところがあるんですけども、確かに監察医務院から情報提供していただいたりして、本当に直後の方からの御相談が、殺到しているわけではありませんけれども、確かにあります。

ただ、本当に今日とか昨日とかっていう方でも、御相談の内容は様々です。なので、直後だからこういう傾向とかっていうことは、簡単には言えないなと思っています。相談員に、やはり要求されることは、カウンセリング的な聞き方と同時に、ソーシャルワーク的な聞き方も求められ、また、医療保険的な知識が必要なこともあったりして、なかなか総合的に受け止めるというのは、難しい課題が多いなということを感じております。

ただ一方で、先ほど、小澤課長から報告がありましたけれども、10年、20年、中には30年も封印してきたという方からの着信もあるんですね。こういう自殺対策がなかった時代、特に自殺に対する偏見が強かった時代に封印してきた方たちの、抱えてこられた生きづらさというのは、とても痛感するところ。

やはり電話相談というのは、当事者の方がアクションを起こして、電話をかけていただくということが求められるので、どうやってその方たちに情報を提供するか、またはつなげていくかというところが、とても大きな課題かなと思っていますところ。

それと、記録の電子化というお話がいろいろありましたけれども、私たちのところでも、課題だというふうに思っております。やはり、グリーフのサポートというのは、かなり中長期的な視点が必要になるので、1回の電話で完結ということはずないんですね。複数の異なった相談員が受けましても、ある程度、一貫した対応が求められるので、そんな意味でも電子化のことで、それとさっき佐合委員がおっしゃったような個人情報の保護、その辺りをどうやって担保していくかというのは、とても大きな課題かなと思っています。

もう一つは、遺族支援って、目的、到達点が何かということが、なかなか分かりにくく

て、一言で言えないところがあると思うんですけれども、非常に苦しい時期を経て、なんとか、あり得ないようなことを通して、それに折り合いをつけて、その人らしい生き方を、もう一回、組立て直す、再構築していくということなので、とても個々違うところなので、その辺りを相談員のほうは、頭に入れておくことが必要かなと思います。

もう一点、御遺族の話を伺っていると、今はいろいろな情報とか資料とか相談とかがあるので、御遺族、それから当事者の方も、何もしていなかったわけではないということを痛感するんですね。自殺に至らないように、本当にありとあらゆることをなさっていたんじゃないかということをおもうことがよくあります。でも起きたという、その重さなので、私たちはこの活動をするときに、やはり自殺防止とか予防とかということと、ちょっと視点を変えて御遺族の方と対応しないと、余計に傷つけてしまう。親として、または周り、身近な者として、何が足りなかったのか。もう本当にそこは、答えのない問いかけを続けている方が非常に多いので、要注意だなと思っていますし、冒頭に清水委員が言われた、どうすれば起きないようにできるのかというのは重い課題であると、御遺族の方たちとお話をするときに感じるところです。

鈴木委員も、実際に相談を受けておられますし、鈴木委員からも、お感じになられたことを少しお話ししていただけたらと思っております。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。私も相談を実際に受けております。私に何が足りなかったんでしょうか。それから、私はこれからどうなっていくんでしょうか。痛切な問いです。ですから、あなたはそんなふうに思っているんじゃないですかね、では済まない事例が入ってきています。ですから相談員なりの、こうなるのではないんでしょうかと、私は思います、という視点を共有していくことかなと思います。大変難しい、本当に、今さら私が言うことではないかもしれませんが、事柄だなということを実感いたしております。

さて、この遺された方への支援につきまして、今回のこの報告も含めて、御意見、御質問をいただけますでしょうか。

**【鈴木部会長】** 徳丸委員、お願いいたします。

**【徳丸委員】** 日本公認心理士協会の徳丸です。私は、元保健所の心理職の職員でした。そこで、御遺族で亡くなられてから10年以上たった方の御相談というのを、お伺いしていたことが、数件ですがございます。そのときにとっても感じたのは、まずは、御遺族の方

のつらさというのは何年たっても変わらず、ずっと続いているということ、そして、もう10年もたったのに、こんなことを相談していいのでしょうかというふうに、皆さん、おっしゃるんですね。それは、今、杉本さんがおっしゃったように、こうした相談の目的とといいますか、ゴールというのが、明確にはならないというような難しさもあると思いますので、やはりこうした御相談とといいますか、お気持ちを伺うということについては、とにかく傾聴するということが、とても大事なんだと思っています。

この辺りを、様々な相談の窓口の相談員に対して、遺族の方の御相談ということについての研修を厚くして、杉本さんがおっしゃっていたように、相談をして、そこでまた傷ついてしまうというようなことがないような体制をつくっていくことが大事ではないかと感じています。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。藤澤委員、お願いいたします。

【藤澤委員】 遺族ケアに関連しては、医療の中でも、科学的根拠に基づいたケアの指針が確立してなかったという実状がございました。2022年に、自死遺族の方に特化したものではないのですが、遺族ケアガイドラインを日本サイコオンコロジー学会という団体が発行しました。日本サイコオンコロジー学会は、がん患者さんのケアを主体とする学会ではありますが、今回のこのガイドラインにつきましては、がんに限らず、広く遺族に対するケアの考え方や、エビデンス・科学的根拠に基づいたケアはどういうものか、ということ扱っているガイドラインでございますので、何らかの機会に御参照いただくと良いかなと思ひ、当方が理事をしている学会でもありますので、ご紹介させていただきました。

【鈴木部会長】 情報をありがとうございます。活用したいと思います。清水委員、お願いします。

【清水委員】 たびたびですみません、ライフリンクの清水です。相談件数が10月から12月は、毎月50件以上来ているというような状況でという御報告でしたけれども、恐らくこれは、うちの新規の相談が、30、38、23ということで推移していますけれども、恐らく相談の件数って累積していくというか、先ほど、杉本委員がお話されていましたが、1回で終わるということではなくて、恐らく継続的に、伴走型の支援をしていく必要性のある遺族の方も多と思うので、そうすると、既に相談に来られている方たちに加えて、新規の方たちが毎月増えていくという、そういう累積していくということになるんだろうと思いますので、私も間接的にというか、なかなか十分に関わっていない中で

関わらせていただいていますけれども、やはり体制の強化、ぜひこれをしっかり、都も含めて進めていっていただけたらと思います。それが1点です。

あともう一点、先ほど、窓口を知った経緯の項目で、他機関の中に監察医務院が含まれるというお話がありましたけれども、これは手元で情報があれば、それで問題ないと思うんですけれども、ぜひ、具体的に監察医務院から、どれぐらい配って、どれぐらいの方たちの相談があったのかとか、それぞれの、この情報を知った経緯のところの、ここが恐らく今後も啓発を行っていく上での鍵になるとと思いますので、ぜひ細かく情報を取って、次なる啓発広報に生かしていただけたらなと思いました。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。清水委員、逆に教えていただきたいんですけども、体制の強化、都との連携は、具体的にどういうことをお考えになりますか。

**【清水委員】** 単純に相談員の方たちを増やすとなると、当然、予算が必要になってきますので、今の現状、相談員の方たちの負担がどれぐらいなのかというのはちょっと分からないですが、相談の件数が増えていくにつれて、当然、相談体制も強化していく、そのための必要な予算を確保していくということかなと思います。

あとは、やはり啓発ですね。周知、これが鍵になるとと思いますので、どういった窓口を通じて情報を得た方たちが多いのかということの事実確認、状況確認をした上で、より効果的と思われる経路での啓発を強化していくということかなと思います。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。杉本委員、手が挙がっていますでしょうか。お願いします。

**【杉本委員】** 御相談する方たちは、やはりとても不安を抱えていらっしゃると思います。いろいろな不安があると思うんですけども、1つは、相談先を信用していいのかどうかということが、やはり大きいと思うんですね。プライベートな部分を、どうしてもさらけ出すことになりますし。

都がやっているんですねっていうことを、割と確認される方があって、やはり行政機関がしっかりとやっているんだ。だったら弁護士さんにつなげていただいて、そこでいろいろ詳しいことをお話ししても大丈夫だとか、生活に関して話しても大丈夫だというふうにつながるところがあるので、ここは、都がこういう事業を始められたという意味というのは、想像以上に大きいのかなというのを、私は実感しているところです。

自殺でどなたかを亡くされた方々の不安な様子を、少しずつ取り除くようなことができ、本当にその方が必要としていらっしゃる場所に支援に行き届いていくということを、これからいかにして構築していくかというところだと思います。

藤澤先生も、それから徳丸先生もおっしゃった、やはり支援者の養成ですけれども、カリキュラムがどこにもないんですね。遺族支援、グリーフサポート、ケアという言葉がどうか分かりませんが、グリーフについて学ぶ場所もないし、カリキュラムもないので、その辺りは、そろそろ必要な時期ではないかなと思っております。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。以上、3点を中心に話を展開いたしました。

全体を振り返りまして、いかがでしょうか。どの角度からでも結構です。御意見、御質問をいただけますか。でき得る限り、出席の方の御意見をいただきたいということで、話を振らせていただきますが、福生市の生活福祉担当、石野委員、全体を踏まえて、何か御意見等をいただけますでしょうか。

**【石野委員】** 福生市役所社会福祉課、石野と申します。私は、26市の生活保護担当課長会を代表して、出席させていただいております。

生活保護の観点からしますと、ここ数年の状況の中から、精神障害者が増えているという傾向が見られております。精神疾患を抱えている人も多くございまして、全般的には、自己肯定感が低下している方が多い。それから、自暴自棄になって生活保護を申請されるに至る方が、大変増えている認識であります。

特効薬というところではなかなか見いだせないのですが、生活保護の保護費を支給するだけじゃなくて、関係機関で連携して支援することが大切だと考えておりますが、生活保護に陥る前での支援策が、さらに重要になってきていると考えております。

他方他施策はもともとあるのですが、生活困窮者の自立相談支援事業や、あとは今始めている重層的支援体制整備事業等で、孤立や孤独に陥らせない対策や、地域でのつながりづくりを、今後は強化していく施策が大切ではないかなと考えております。

すみません。長くなりましたが、以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。繰り返しになります。全体を振り返りまして、いかがでしょうか。御意見、御質問等をいただけますでしょうか。

**【高橋委員】** すみません。よろしいでしょうか。

**【鈴木部会長】** 高橋委員、よろしく申し上げます。

【高橋委員】 すみません。前の話に戻ってしまうのですが、早期に適切な支援窓口につながる取組に関して、対応率について、今さらながら質問なのですが、これは実際に相談があったうち、対応ができた割合という、文字どおりの意味に捉えてよろしいのでしょうか。つまり、対応ができていない相談が、6割、7割以上あるという理解でよろしいのでしょうか。

【鈴木部会長】 この点、事務局はいかがでしょうか。

【小澤課長】 高橋先生、御質問ありがとうございます。この対応率の御説明が漏れてしまって、申し訳ありません。この対応率というのは、電話が入ってきた件数に対して取れた件数で表示しております。こちらにお示しております数字のほかに、電話番号が非通知でない方を除きますけれども、電話番号を通知されている方の人ベースでの対応率というものもございます。人ベースでの対応率で見ますと、当然これよりは多くなっておりまして、要するに何回かかけていただいているうち、取れていることはあるということになります。

ただ、そちらで表示しますと、番号非通知の方が全然分かりませんので、いつもこのような形で、入電本数に対する対応率というふうにお示しております。低く出ております。あとは、当然1回かけてかかるべきというところはあるかと思ひまして、こちらの数値でお示しているところです。

以上です。

【高橋委員】 ありがとうございます。御質問させていただいたのは、ICTの研究のほうで見てきたことだったのですが、やはり相談者の方の期待に沿えないということが、その後の援助要請の意欲を下げてしまう可能性があるということが示唆されていることもあって、相談窓口につながってもらうために周知すればするほど、多くの相談の試みがなされると思うのですが、それに対して対応ができない場合は、期待に応えてもらえなかったという体験の積み重ねをする方も増えていくということにもなり得るなど改めて思ひまして、周知と対応件数というところのバランスを、少しずつ取っていったほうが良いという考え方もあるのかなと思ひました。なので、周知に努めるのではなくて、対応率を上げていくほうにシフトする時期があってもよかったりとか、周知に関しても、よりハイリスクの方に、よりつながってもらうようにするのか、恐らく非通知の方というのは、少し心配なような気がするのですが、そういう方を、もう少しつながるようにするとか、これまでうまくいっていなかった方に関するアプローチが、必要になってくるかもというふう

に改めて思った点と、あとは先ほど、電話のシステムについて申し上げたところだったんですけど、メール相談のほうだと、どういう言葉が使われていれば、より相談者の方が自殺のリスクが高いのかという研究もちょっと進んでいましたので、テキストになることによって、相談者の方のリスクという判断、リスクアセスメントにも、かなりつながってくると思いましたので、その点だけ追加でコメントさせていただきます。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。お願いいたします。

**【小高委員】** 日本社会福祉士会の小高でございます。ありがとうございます。人材養成のことにつきまして、1点コメントをさせていただきます。

ゲートキーパー研修だけではなくて、専門職研修なども様々行われている昨今でございますが、その研修の効果につきまして、恐らく例えば、自治体などで行われているようなゲートキーパー研修であれば、研修終了時に簡単なアンケート調査などを実施されているだろうとは思っております。そのアンケートの中で、例えば、満足度であるとか、理解度であるといったところは、しっかりと評価していらっしゃるのかなと思っておりますが、やはり今課題になっているのが、実際にゲートキーパーであれ、専門職であれ、そういった研修などを受けられた後に、どのような支援行動を取られているのかというところが、大きな課題になっているのではないかなと考えております。

例えば、ゲートキーパーであれば、得た知識・スキルを基に、その後、ゲートキーパーとして、どのように活動を、ちょっとゲートキーパーというのが、どの範囲でゲートキーパーなのかというところで、また議論になってくるところだとは思うんですけども、そういったせっかく得た知識をしっかりと活用できているのか、支援行動が取れているのか、それは専門職も同じですけども、その部分というのが、十分に評価されていないのではないかなと思っております。

なので、今後は研修をやりっ放しではなく、その後のやはりフォローをしていく。それは何もフォローアップ研修が必要というだけではなくて、支援者の支援というところも話題にはなっているかと思っておりますので、そういったところにつながっていく部分ではないかなと思っておりますので、その辺りを、今後は強化していく必要を感じているところでございます。

コメントになります。以上です。ありがとうございます。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

【藤澤委員】 藤澤ですけども、よろしいでしょうか。

【鈴木部会長】 藤澤委員、どうぞ。

【藤澤委員】 今の小高委員の御意見に協同してなのですが、支援者に対する継続的な支援が非常に重要と思います。支援者が研修を受けた後も、様々な疑問が出てきたり、支援に当たっている中で支援者自身も心理的な危機にさらされたりしますので、研修を受けた方々が、研修の後も支援を得られる体制が大切です。例えばメーリングリスト等に登録されて、その後もつながり続けていたり、何か質問事項が出たときに質問ができたりするような、そういった体制ができると、支援者がサポートされていると感じることができると思います。

【鈴木部会長】 分かりました。事務局、よろしいですね。小高委員、藤澤委員に、今の御意見をいただいたということで。

【小澤課長】 ありがとうございます。佐合委員が挙手されておりますので、先にそちらの御意見を頂戴できればと思います。

【鈴木部会長】 お願いいたします。

【佐合委員】 佐合です。これは、御近所で伺った話ですが、孤独・孤立の支援をしたいので署名をしてほしいという、御近所の方が来られたそうです。何をするかはこれから決めていくというお話だったので、その方は、その時点では署名はできないと言って断ったというお話だったのですが、私は、都からのいろいろな広報とかもあって、一般の都民の方たちがそうやって何かをしたいと考える機運が生まれているのかなと思って、私はその話を聞いて、広報の効果があるかなと思いましたので、一応、御報告させていただきます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【小澤課長】 ありがとうございます。に先生方から、本当に重要な御意見をいただきまして、ありがとうございます。高橋委員がおっしゃったことに、ちょっとだけ回答なんですけれども、かけたのにつながらないという体験の積み重ねが、やはりその後の援助をうまく受けられるかどうかに影響してしまうのではないかというお話は、私どもも本当にそういったことを危惧しております。

窓口の周知の方法といたしまして、少しずつ工夫をしておりますのが、過去には相談ダイヤルの周知、SNSの周知を直接ホームページでも、すぐにそこが見られるようにしていたところを、今年度はセルフチェックですとか、こころコンディショナーも御案内する

ような流れをつくりまして、少しでもこころコンディショナーなどで支援可能な方は、その御活用をしていただいて、本当に対人相談を御希望される、必要とされる方が、電話相談やSNS相談のほうにつながってほしいと思っているところなんですけれども、今後もホームページの作りですとか、啓発の方法なども、ぜひ、御意見を頂戴できればと思っております。また、この会議の後でも結構ですので、ホームページなどを見て、こうしたほうがいいんじゃないかという御意見などがございましたら、ぜひ、お寄せいただければありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【鈴木部会長】      ありがとうございました。全体を振り返りまして、よろしいでしょうか。事務局、最後をお願いします。

【小澤課長】      ありがとうございます。本日は、本当に多くの御意見をいただきまして、ありがとうございました。皆様からの御意見も踏まえまして、今後の取組の検討を進めてまいりたいと思います。今後とも、先生方に個別に御相談する機会などもあろうかと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

部会長、ありがとうございました。

【鈴木部会長】      本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

これにて、令和5年度第1回自殺総合対策東京会議計画評価部会を閉会といたします。お疲れさまでした。

— 了 —